

障害児通所支援事業概要 (児童発達支援/放課後等デイサービス)

1. はじめに	①制度の目的・理念 ②サービス概要 ③障害児通所支援の提供の流れ・プロセス
2. 法令・制度	①障害児通所支援に関する主な法令等 ②障害児通所支援の基準を定める府令等 ③障害児通所支援の報酬に関する告示等 ④利用者から支払いを受ける費用の取扱いに関する国通知 ⑤児童発達支援/放課後等デイサービス ガイドライン
3. 障害児通所支援事業に関する基準等の概要	①各サービスの基準 ②従業者の業務、資格要件 ③事業所の形態について ④基準違反について
4. 事業所が作成すべき計画等	①事業所に備えておくべきマニュアル等 一覧 ②運営上必要となる届出等

1. はじめに

①制度の目的・理念

障害児支援の基本理念

障害の特性を踏まえ
ニーズに応じた
発達支援の提供

合理的配慮の提供

家族支援の提供(重視)

地域社会への
参加・包摂(インクルージョン)
の推進

事業所や関係機関と連携した
切れ目ない支援の提供

※児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドラインより引用

②サービス概要

■障害児通所支援事業全体図

通所系

- 児童発達支援
(旧医療型児童発達支援を含む)
- 放課後等デイサービス

訪問系

- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援

②サービス概要

■障害児通所支援事業全体図

通所系

- 児童発達支援
(旧医療型児童発達支援を含む)
- 放課後等デイサービス

訪問系

- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援

②サービス概要

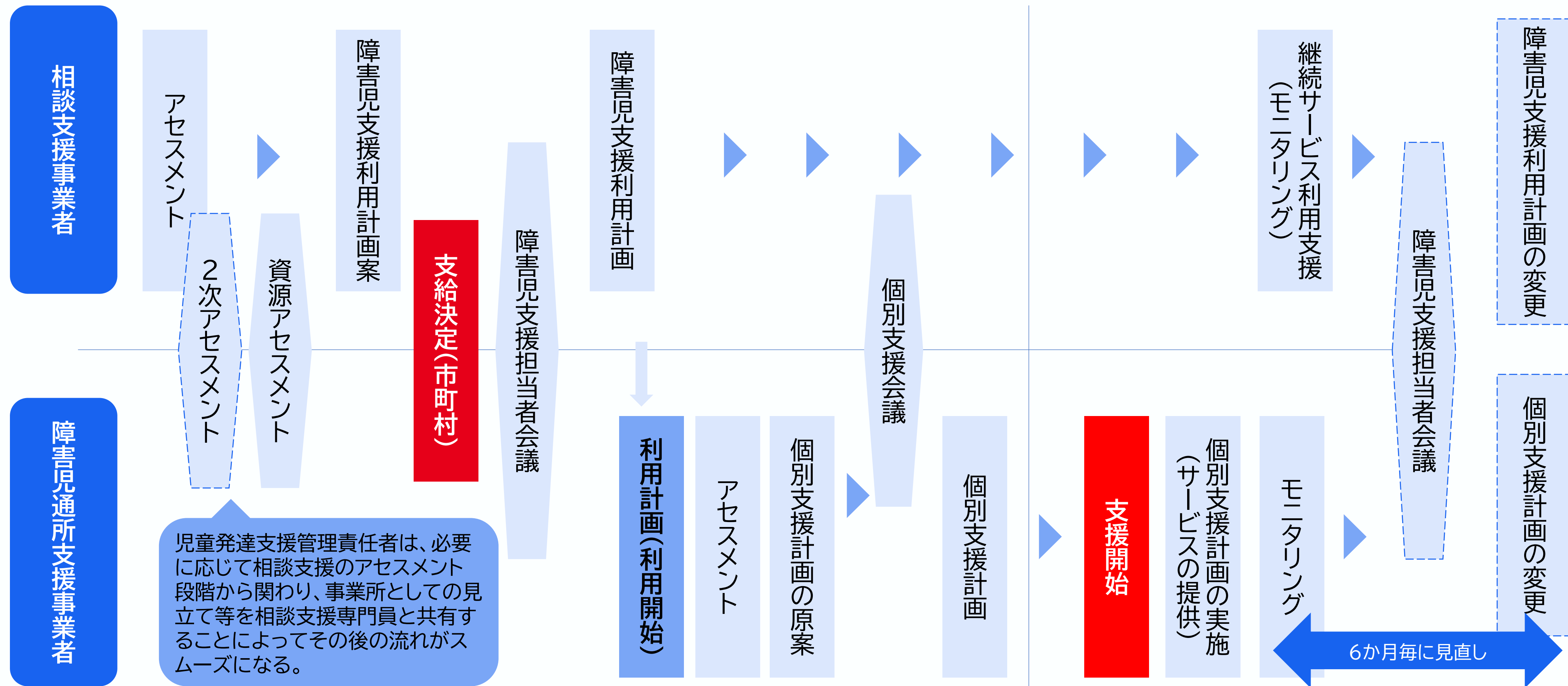
児童発達支援

主に未就学の障害児に対して、日常生活に必要な基本的な動きや知識・技能を身につけられるような支援、集団での生活に慣れるための支援、その他に必要な支援又はこれに併せて治療を行う

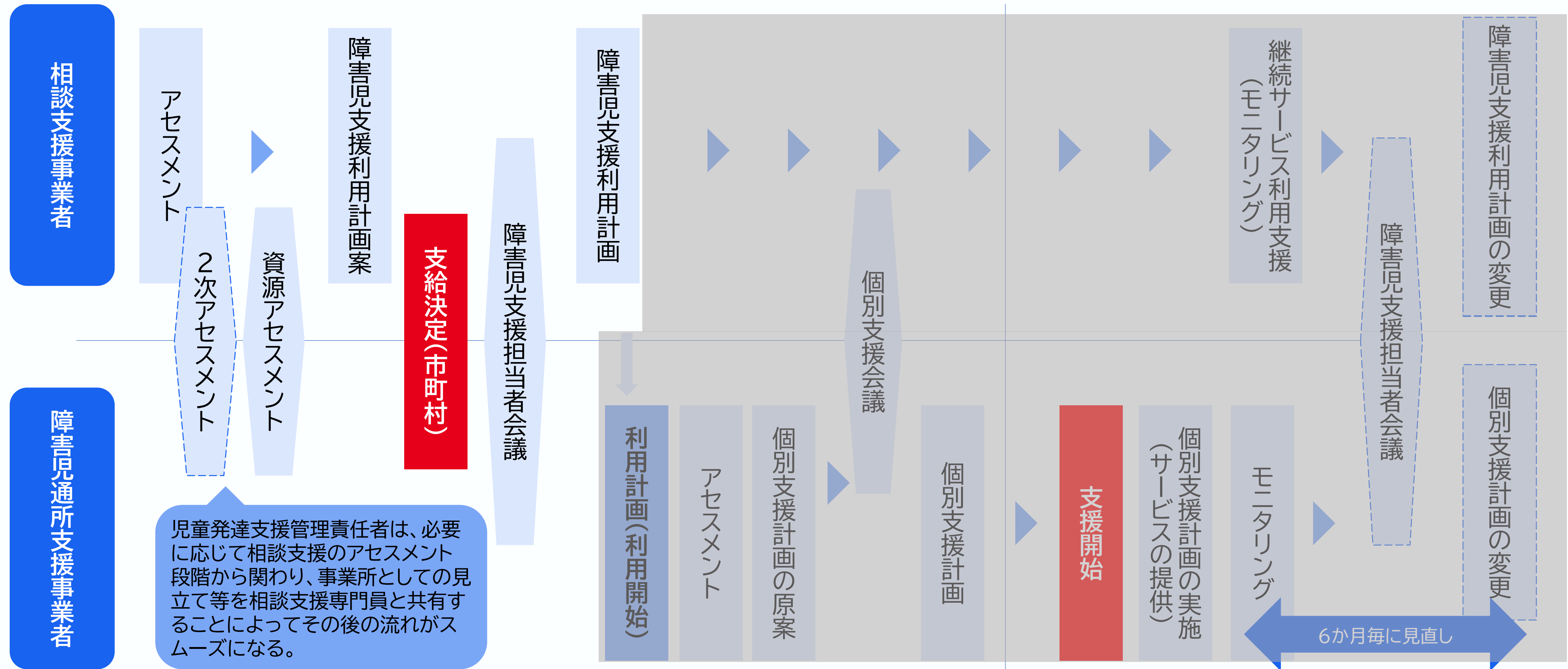
放課後等デイサービス

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)又は専修学校等に就学している障害児に対して、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上を目的とした支援、社会との交流を促進するための支援、その他に必要な支援を行う

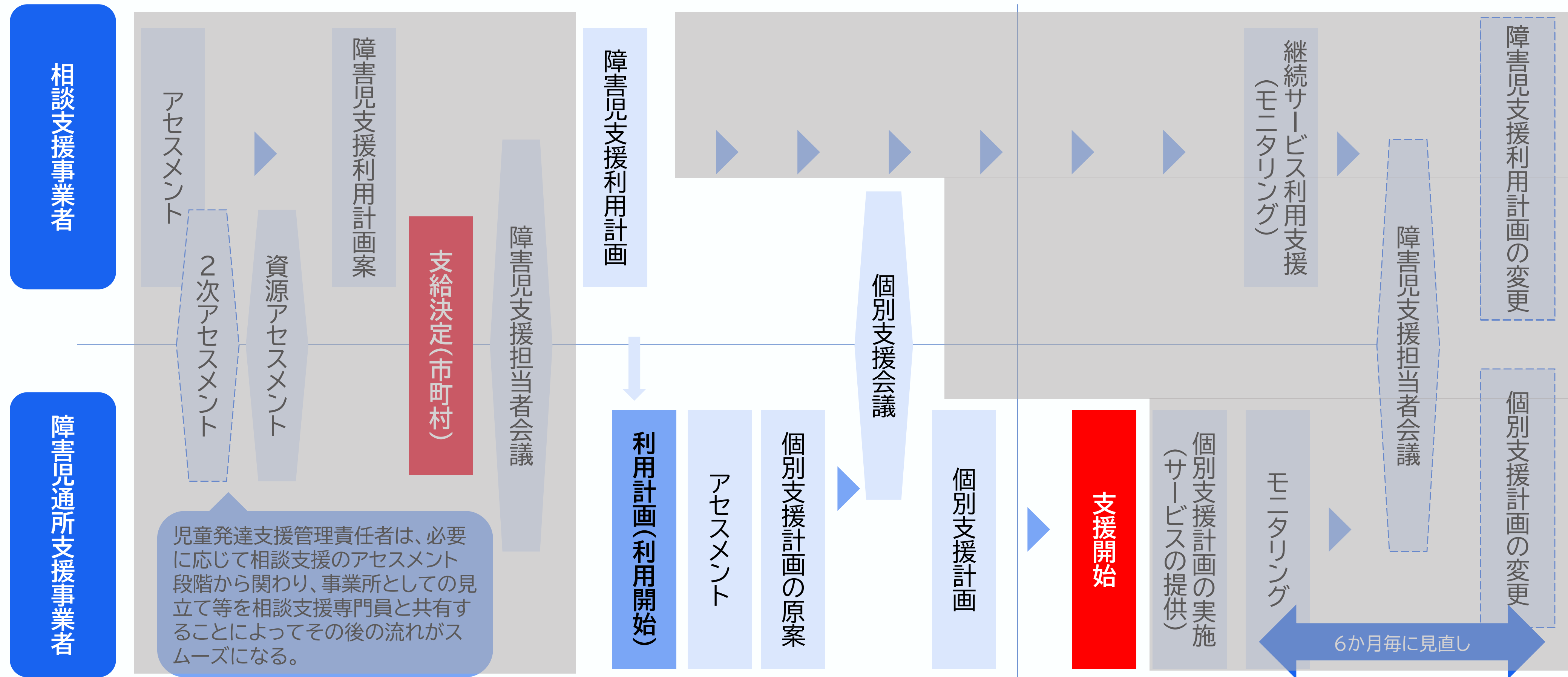
③障害児通所支援の提供の流れ・プロセス



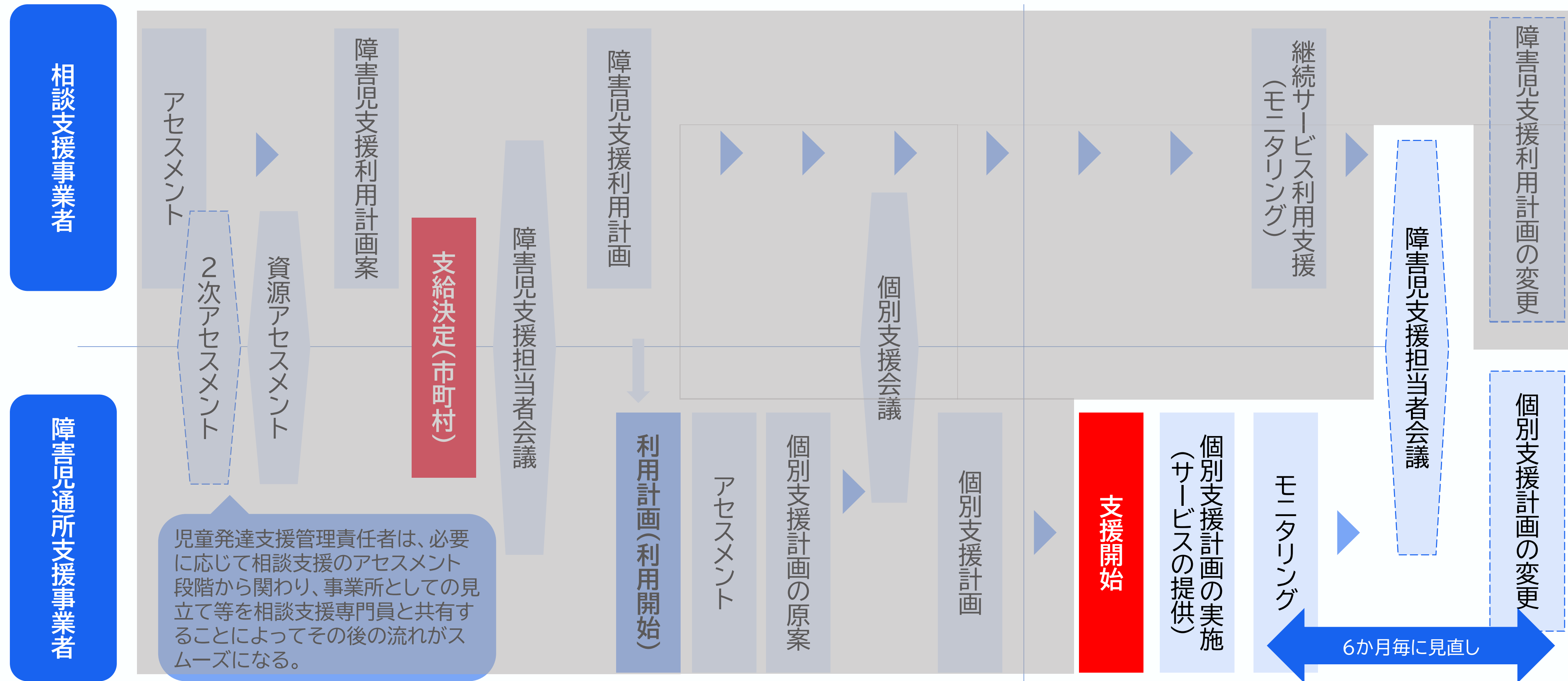
③障害児通所支援の提供の流れ・プロセス



③障害児通所支援の提供の流れ・プロセス

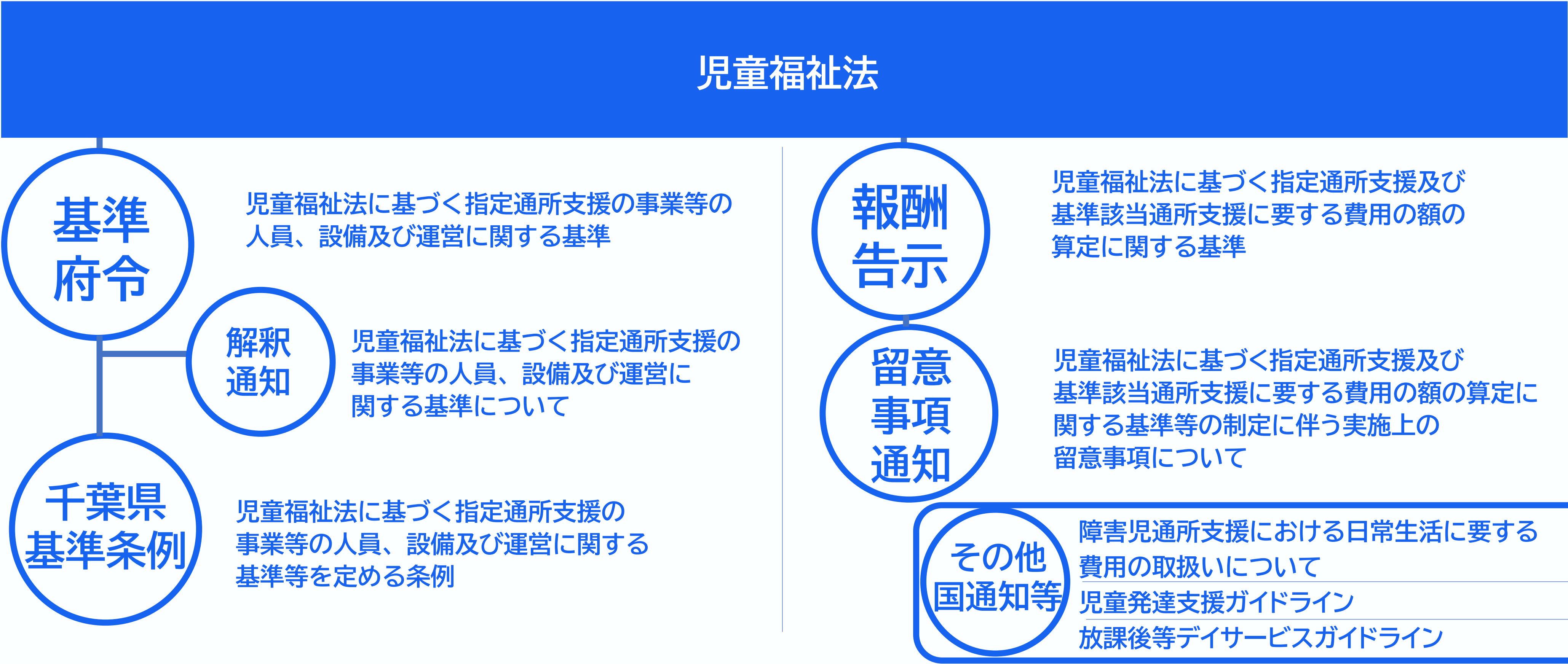


③障害児通所支援の提供の流れ・プロセス



2. 法令・制度

①障害児通所支援に関する主な法令等



②障害児通所支援の基準を定める府令等



③障害児通所支援の報酬に関する告示等

報酬 告示

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に
要する費用の額の算定に関する基準

留意 事項 通知

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用
の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

④利用者から支払いを受ける費用の取扱いに関する通知

障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて
※障害児通所支援事業者等が事業の実施に当たり通所給付決定保護者等から
受け取ることが認められる費用の取扱いについて定めたもの

⑤児童発達支援/放課後等デイサービス ガイドライン

ガイドラインの目的

- (1) 障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、事業所における支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるものである。
- (2) 各事業所は、ガイドラインにおいて示される障害児支援の基本理念や支援の内容等に係る基本的な事項等を踏まえ、こども本人やその家族、地域の実情に応じて創意工夫を図り、その機能及び質の向上を図らなければならない。
- (3) 各事業所は、ガイドラインの内容を踏まえながら、こども施策の基本理念等にのっとり、特別な支援や配慮を要するこどもであるか否かにかかわらず、権利行使の主体であるこども自身が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態にあることを指すウェルビーイングを主体的に実現していく視点を持ってこどもとその家族に関わらなければならない。

3. 障害児通所支援事業 に関する基準等の概要

①各サービスの基準 総則

■常勤・非常勤

指定障害児通所支援事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していること

※雇用の形態は考慮しない

※1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする

※母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮などの措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が整っている場合、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間とすることができる

①各サービスの基準 総則

常勤換算方法

指定障害福祉サービス事業所の従業員の配置数の算定にあたり、
当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法のこと

■計算方法 従業員の勤務延べ時間数 ÷ 常勤の従業員が勤務すべき時間数

■例 常勤の従業員が勤務すべき時間数 : 40時間

1週間の延べ勤務時間数 : 100時間

[常勤1人(40時間) + 非常勤2人(25時間+35時間)]

100時間 ÷ 40時間 = 2.5 (常勤換算2.5人)

①各サービスの基準 総則

■専従

原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害児通所支援以外の職務に従事しないこと。なお当該従業者の常勤・非常勤の区分を問わない

■兼務

当該事業所において複数の職務に従事すること

①各サービスの基準 児童発達支援 ー人員基準ー

[1]児童発達支援センター以外

従業者	児童指導員または保育士	・1人以上は常勤 ・合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ①障害児の数が10人まで:2人以上 ②10人を超えるもの:2人に障害児の数が10を超えて5またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ・機能訓練担当職員、看護職員の数を含めることができる ・機能訓練担当職員、看護職員の数を含める場合は、半数以上が児童指導員または保育士であること
	児童発達支援管理責任者	1人以上(1人以上は専任かつ常勤)
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
	看護職員	医療的ケアを行う場合に置く
管理者		原則として専ら当該事務所の管理業務に従事する者 (支障がない場合には他の職務との兼務可)

①各サービスの基準 児童発達支援 —人員基準—

[2]主として重症心身障害児を通わせる場合

従業者	嘱託医	1人以上
	看護職員	1人以上
	児童指導員または保育士	1人以上
	機能訓練担当職員	1人以上(機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができる)
	児童発達支援管理責任者	1人以上
管理者		原則として専ら当該事務所の管理業務に従事する者 (支障がない場合には他の職務との兼務可)

①各サービスの基準 児童発達支援 —人員基準—

[3]児童発達支援センター

従業者	嘱託医	1人以上
	児童指導員または保育士	・総数が概ね障害児の数を4で除して得た数以上 ※機能訓練担当職員、看護職員の数を含めることができる ・児童指導員1人以上／保育士1人以上 ※機能訓練担当職員、看護職員の数を含める場合は、半数以上が児童指導員または保育士であること
	栄養士または管理栄養士	1人以上／障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる
	調理員	1人以上／調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる
	診療所に必要とされる従業者	医療法に定める必要数 ※治療を行う場合に限り
	児童発達支援管理責任者	1人以上
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
	看護職員	医療的ケアを行う場合に置く
管理者		原則として専ら当該事務所の管理業務に従事する者 (支障がない場合には他の職務との兼務可)

①各サービスの基準 児童発達支援 ―設備基準―

[1]児童発達支援センター以外[2]主として重症心身障害児を通わせる場合

■定員：10人以上(主として重症心身障害児を通わせる場合は5人以上)

✖ 発達支援室	支援に必要な機械器具等を備えること ※障害児1人あたりの床面積は3㎡以上
相談室	間仕切り等を設け、プライバシーに配慮すること
✖ 便所	利用者の特性に応じたものであること
✖ 静養室	目的に応じて必要な広さを確保すること
事務室	目的に応じて必要な広さを確保すること
その他	指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備える必要がある

※主として重症心身障害児を通わせる場合は、車いすで移動可能な配置とすること(1階やエレベーターで昇降可能な配置など)

①各サービスの基準 児童発達支援 ―設備基準―

[3]児童発達支援センター

■定員：10人以上

発達支援室	定員は概ね10人 障害児1人あたりの床面積は2.47㎡以上
遊戯室	障害児1人あたりの床面積は1.65㎡以上
屋外遊技場・医務室・相談室 調理室・便所・静養室・事務室	各目的に応じて必要な広さを確保する
診療所に必要とされる設備	上記の設備(医務室を除く)に加え、医療法に定める診療所として必要な設備 ※治療を行う場合に限り
その他	指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備える必要がある

①各サービスの基準 放課後等デイサービス—人員基準—

従業者	児童指導員または保育士	・1人以上は常勤 ・合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ①障害児の数が10人まで:2人以上 ②10人を超えるもの:2人に障害児の数が10を超えて5またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ・機能訓練担当職員、看護職員の数を含むことができる ・機能訓練担当職員、看護職員の数を含む場合は、半数以上が児童指導員または保育士であること
	児童発達支援管理責任者	1人以上(1人以上は専任かつ常勤)
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
	看護職員	医療的ケアを行う場合に置く
管理者		原則として専ら当該事務所の管理業務に従事する者 (支障がない場合には他の職務との兼務可)

※主として重症心身障害児を通わせる場合の基準は、【児童発達支援】の主として重症心身障害児を通わせる場合と同様になります

①各サービスの基準 放課後等デイサービス—設備基準—

■定員：10人以上(主として重症心身障害児を通わせる場合は5人以上)

※	発達支援室	支援に必要な機械器具等を備えること ※障害児1人あたりの床面積は3㎡以上
	相談室	間仕切り等を設け、プライバシーに配慮すること
※	便所	利用者の特性に応じたものであること
※	静養室	目的に応じて必要な広さを確保すること
	事務室	目的に応じて必要な広さを確保すること
	その他	指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備える必要がある

※主として重症心身障害児を通わせる場合は、車いすで移動可能な配置とすること(1階やエレベーターで昇降可能な配置など)

②従業者の業務、資格要件 ー管理者ー

●主な役割

事業所全体の業務管理・設備管理等の責任者

- ・適切な従業者配置の管理
- ・法令順守(運営基準、報酬基準等)のために必要な指揮命令
- ・職場環境・設備の維持・改善
- ・利用者の安全確保・健康管理
- ・関係機関との連携・地域交流 等

②従業者の業務、資格要件 ー児童発達支援管理責任者ー

●主な役割

サービスの提供に関する総合的な管理

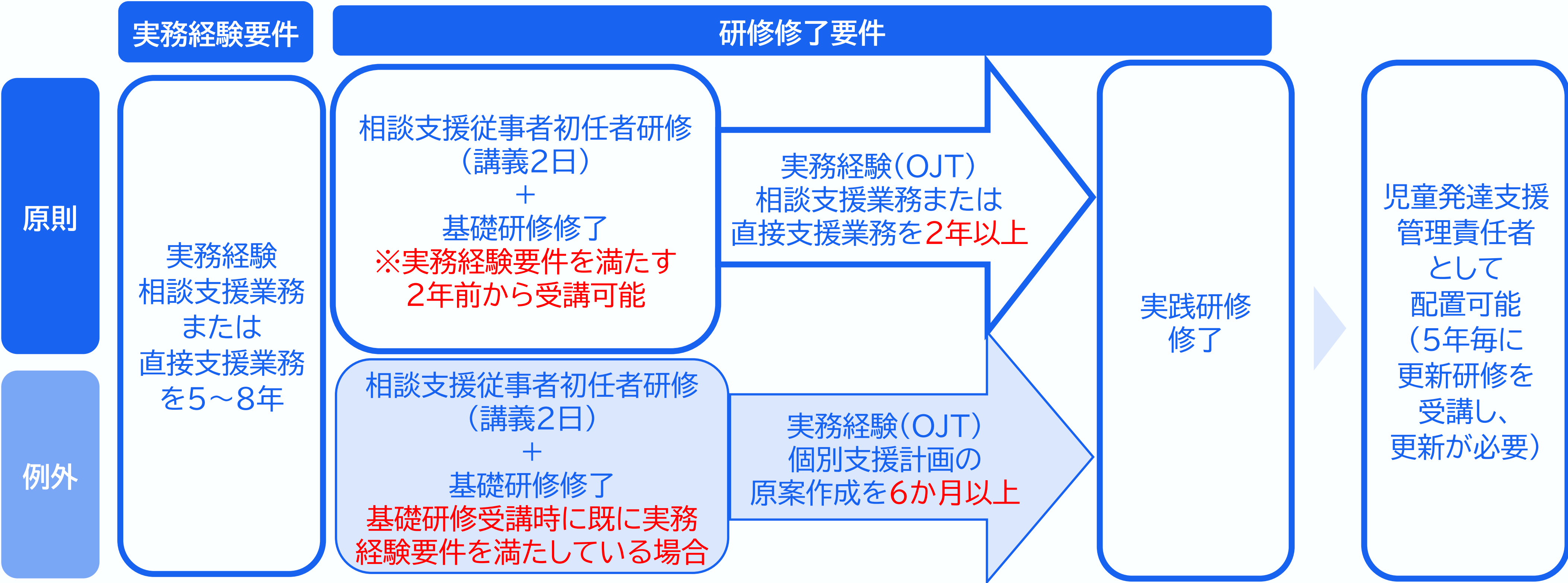
- ・個別支援計画の作成(アセスメント、個別支援会議開催、利用者・家族への説明)
- ・個別支援計画の実施状況把握(モニタリング)及び更新(6か月以内)
- ・サービス提供職員への助言・指導
- ・利用者に係る他事業所のサービス提供状況の把握・調整
- ・利用者の意思決定に係る支援 等

●資格要件

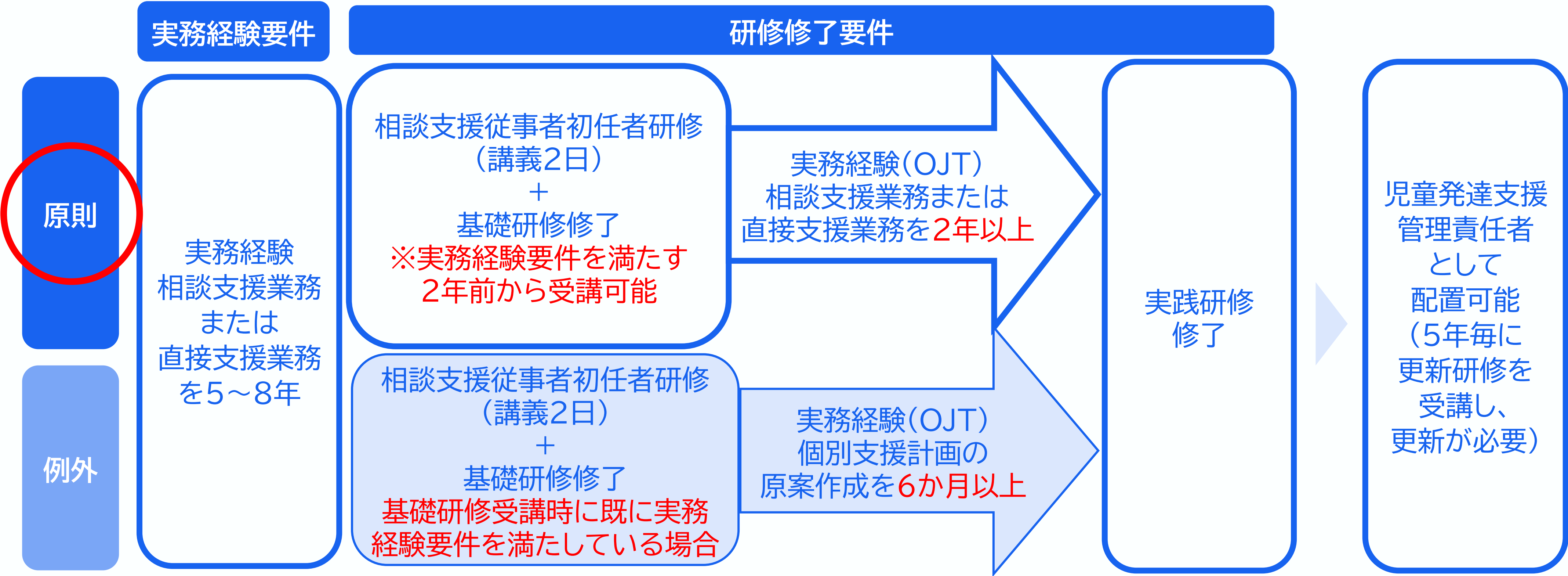
こども家庭庁長官が定める実務経験と研修の修了が必要となる

⇒次頁にて詳細説明

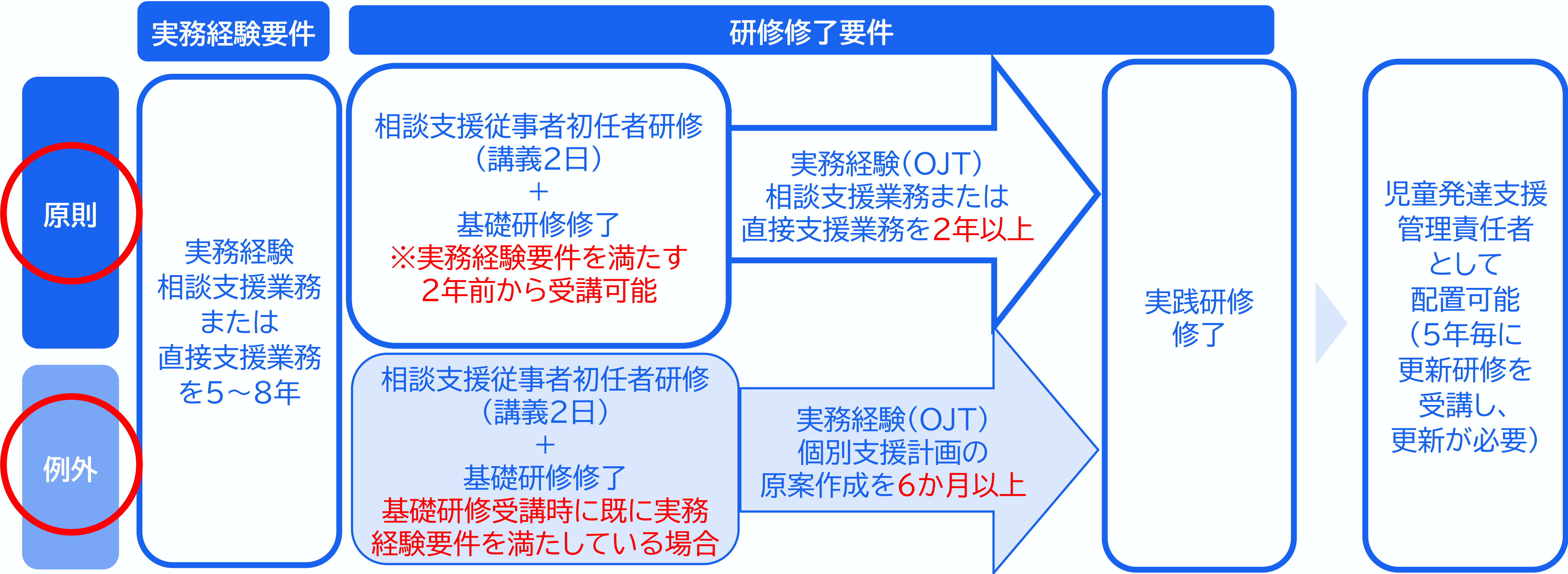
②従業者の業務、資格要件 ー児童発達支援管理責任者ー



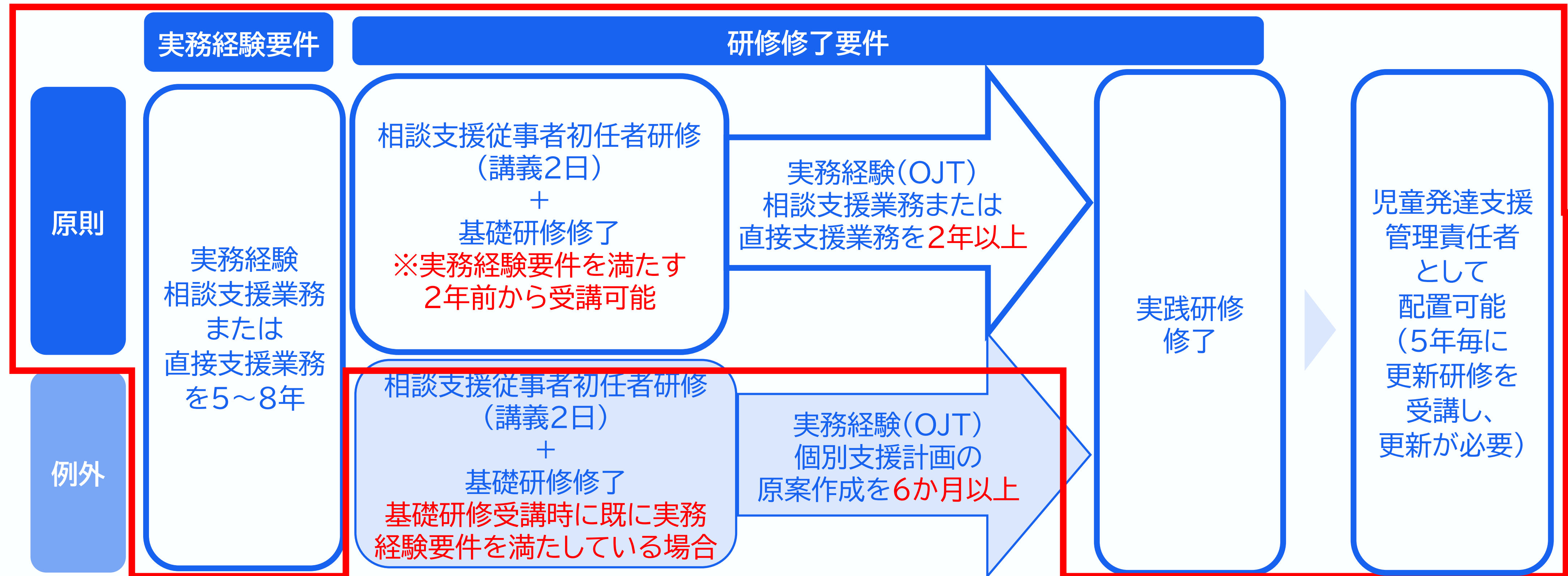
②従業者の業務、資格要件 ー児童発達支援管理責任者ー



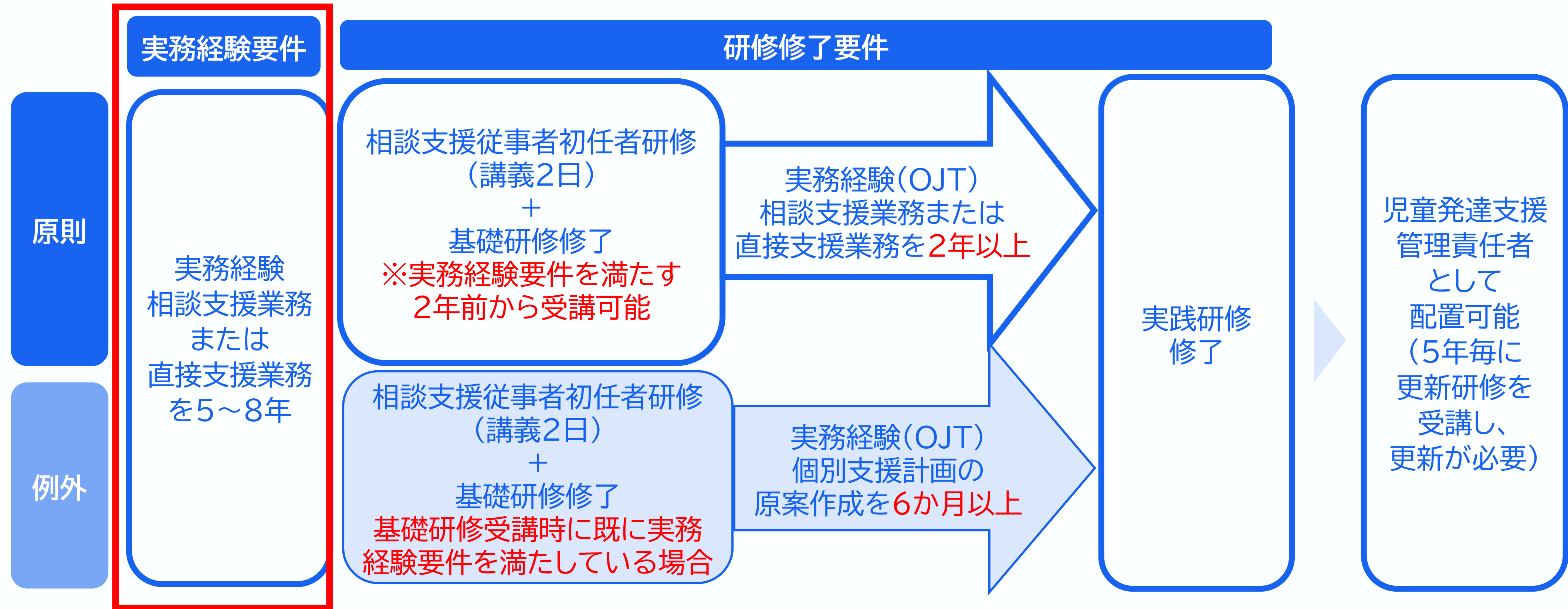
②従業者の業務、資格要件 ー児童発達支援管理責任者ー



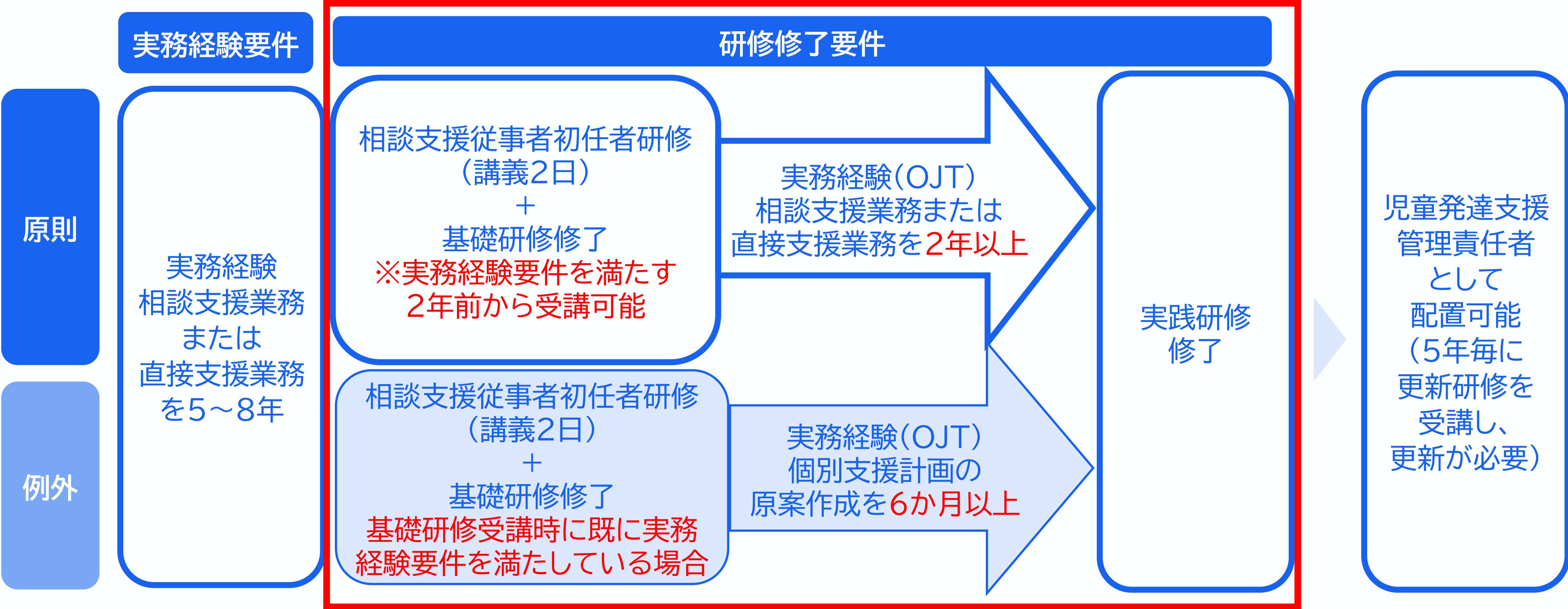
②従業者の業務、資格要件 ー児童発達支援管理責任者ー



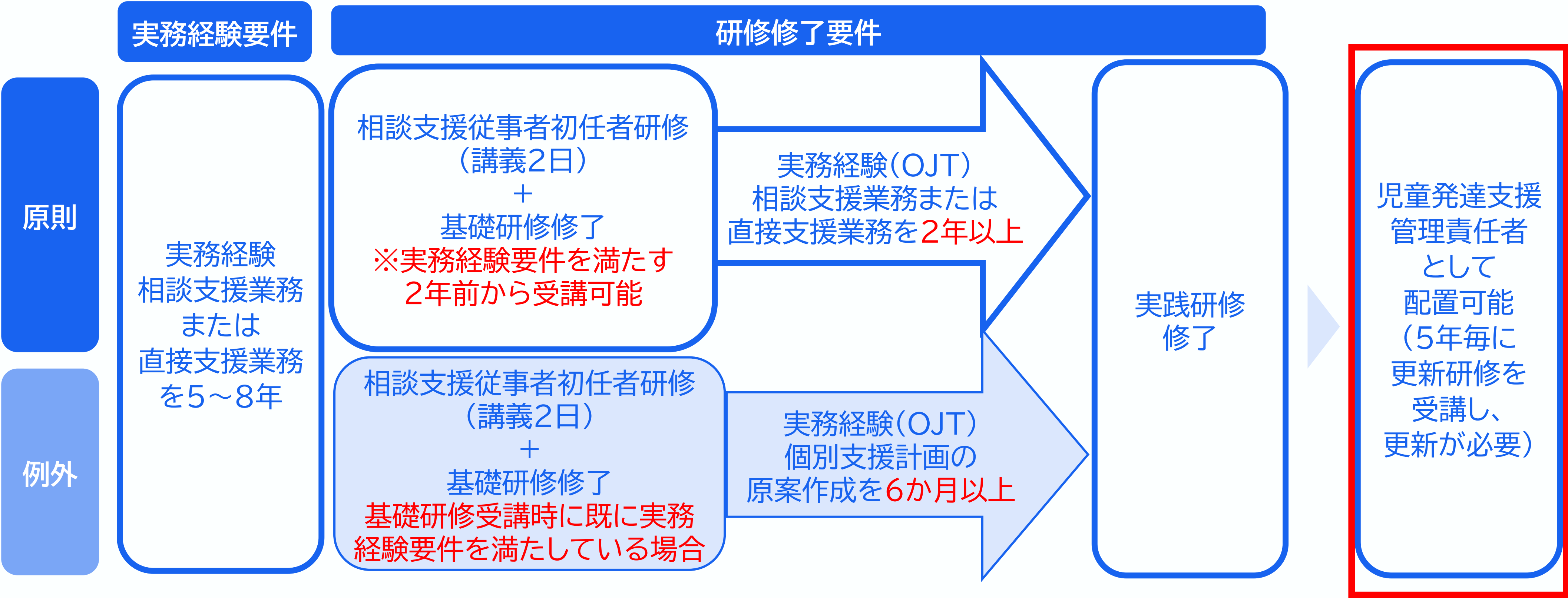
②従業者の業務、資格要件 ー児童発達支援管理責任者ー



②従業者の業務、資格要件 ー児童発達支援管理責任者ー



②従業者の業務、資格要件 ー児童発達支援管理責任者ー



②従業者の業務、資格要件 一児童発達支援管理責任者一

障害者(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者)又は児童(児童福祉法第4条第1項に規定する児童)の保健、医療、福祉、就労、教育等の分野における支援業務

相談支援の業務

日常生活の自立に関する相談に応じ、
助言、指導その他の支援を行う業務、
その他これに準ずる業務

直接支援の業務

入浴、排せつ、食事その他の介護
を行い、並びに介護に関する指導
を行う業務、その他職業訓練、職
業教育に係る業務、動作の指導・
知識技能の付与・生活訓練・訓練等

②従業者の業務、資格要件 一児童発達支援管理責任者一

■保有資格ごとに必要な実務経験年数

	該当資格	必要年数
国家資格等保有者 ※右記の国家資格を要する業務に 資格取得後5年(900日)以上 従事した経験のある者	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、 理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、 視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、 管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師	相談支援又は直接支援 3年(540日)以上
有資格者 ※右記の資格を有する者	①社会福祉主事任用資格を有する者 （社会福祉士、精神保健福祉士を含む） ②保育士 ③児童指導員任用資格者 ④介護職員初任者研修修了者 旧：訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上に相当する研修 を修了した者（実務者研修修了者、介護福祉士を含む）	直接支援 5年(900日)以上
その他の者	—	(相談支援の場合)5年(900日)以上 (直接支援の場合)8年(1440日)以上

②従業者の業務、資格要件 一児童発達支援管理責任者一

相談支援の業務

A	指定[特定／障害児]相談支援事業、一般相談支援事業、居宅介護支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者
B	児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センター、旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設
C	障害者支援施設、障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、地域包括支援センター、救護施設、更生施設
D	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
E	学校(大学を除く)の従業者
F	医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主事任用資格を有する者 (2)介護職員初任者研修(旧:訪問介護員(ホームヘルパー)2級)以上に相当する研修を修了した者 (3)上記(国家資格等保有者)に掲げる資格を有する者 (4)上記A～Eに掲げる業務に1年以上従事した者

直接支援の業務

G	障害者支援施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床に係るもの
H	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、老人居宅介護事業等に従事する者
I	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者
J	特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業所の従業者
K	学校(大学を除く)の従業者
L	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者

※ただし、下記に従事した期間のみでは実務経験要件は満たさず、これらを除く期間が3年(540日)以上必要
老人福祉施設、救護施設、厚生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、療養病床関係病室

②従業者の業務、資格要件 ー 児童指導員 ー

児童指導員になるには下記1～4のいずれかの要件に該当する必要がある

1	大学・大学院において右記のいずれかの課程を修めて卒業した者 (外国の大学において右記に相当する課程を修めて卒業した者を含む)	社会福祉学・心理学・教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程
2	右記のいずれかの資格を保有する者	・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・教員免許(幼稚園/小/中/高)※養護教諭を除く
3	児童福祉事業の実務経験が右記の年数ある者	・中学卒業後3年(540日)以上 ・高校卒業後2年(360日)以上
4	その他	都道府県知事が指定する養成学校を卒業した者

③事業所の形態について 多機能型事業所

■定義

以下の事業のうち2つ以上の事業を一体的に行うこと

■対象

児童発達支援	放課後等 デイサービス	居宅訪問型 児童発達支援	保育所等 訪問支援	生活介護
自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型

③事業所の形態について 多機能型事業所

■人員に関する特例

多機能型事業所に配置される従業者については、当該多機能型事業所の職務に専従するものとし、各指定障害通所支援事業所ごとに配置とされる従業者間で兼務することができる

■設備に関する特例

サービス提供に支障がないと認められる場合、設備を兼用することができる

■利用定員に関する特例

多機能型事業所の利用定員の合計数は、すべての指定通所支援の事業を通じて、10人以上(主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所にあっては、5人以上)とすることができる

④基準違反について

■基準等を満たさない場合、指定障害児通所支援事業者の指定等又は更新を受けられない

■指定事業者が基準に違反することが明らかになった場合、

- ①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行う
- ②相当の期間内に勧告に従わなかった場合、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表
- ③正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を取らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を講ずるよう命令することができる

※③の命令に従わない場合、県は、指定の取消、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる

■次頁に記載の場合、直ちに指定取消又は指定等の全部もしくは一部の効力停止をすることができる

④基準違反について

直ちに指定取消又は指定等の全部もしくは一部の効力停止をすることができる場合

- 事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
- 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- その他上記に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

④基準違反について

直ちに指定取消又は指定等の全部もしくは一部の効力停止をすることができる場合

- 事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
- 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- その他上記に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

4. 事業所が作成すべき 計画等

①事業所に備えておくべきマニュアル等 一覧

■児童発達支援/放課後等デイサービス

◎:義務 ○:推奨

整備すべき指針・計画・マニュアル	指針・計画 マニュアル	その他取り組むべき事項			
		研修	訓練	委員会	備考
業務継続計画(BCP)	◎	◎	◎		研修及び訓練を年1回以上実施
身体拘束等の適正化のための指針	◎	◎		◎	研修(年1回以上) 委員会(少なくとも1年に1回)
虐待防止のための指針	○	◎		◎	研修(年1回以上) 委員会(少なくとも1年に1回)
感染症の予防及びまん延の防止のための指針	◎	◎	◎	◎	研修及び訓練(年2回以上) 委員会(概ね3か月に1回以上)
苦情対応マニュアル	○				苦情受付窓口の設置 苦情内容の記録
事故対応マニュアル	○				事故発生時の県・市町村への報告 事故対応の記録
緊急時対応マニュアル	○				緊急時の必要な措置
ハラスメント防止マニュアル	○	○			内容・方針の明確化 相談・苦情対応の窓口(担当者)の明確化
非常災害対策計画	◎		◎		訓練を定期的実施
支援プログラム	◎				公表及び届け出が必要
自己評価・保護者評価	◎				概ね年1回以上実施し、報告が必要
安全計画	◎	◎	◎		研修及び訓練を定期的実施

①事業所に備えておくべきマニュアル等 一覧

■児童発達支援/放課後等デイサービス

[1]業務継続計画(BCP)とは

不測の事態に備えて事業の継続を見据えて事業所ごとに策定する指針/計画

※計画の策定、研修及び訓練の定期的な実施(年1回以上)が必要。また、継続的に計画の見直しの検討や修正も必要となり、必要な措置が講じられていない場合減算となる。

計画の策定

災害・感染症
どちらも作成が必要

研修及び訓練の定期的な実施

年1回以上

事業所ごとに作成が必要

①事業所に備えておくべきマニュアル等 一覧

■児童発達支援/放課後等デイサービス

[1]業務継続計画(BCP)とは

不測の事態に備えて事業の継続を見据えて事業所ごとに策定する指針/計画

※計画の策定、研修及び訓練の定期的な実施(年1回以上)が必要。また、継続的に計画の見直しの検討や修正も必要となり、必要な措置が講じられていない場合減算となる。

計画の策定

災害・感染症
どちらも作成が必要

研修及び訓練の定期的な実施

年1回以上

事業所ごとに作成が必要

①事業所に備えておくべきマニュアル等 一覧

■児童発達支援/放課後等デイサービス

[2]身体拘束等の適正化のための指針

事業者は、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。
やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに
緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

※下記の取り組みが適切に実施されていない場合、所定単位数から減算となる。

身体拘束適正化
検討委員会の
定期的な開催

年1回以上

身体拘束適正化のための
研修の定期的な実施

年1回以上

身体拘束等に係る記録

都度

身体拘束等の適正化
のための指針策定

①事業所に備えておくべきマニュアル等 一覧

■児童発達支援/放課後等デイサービス

[2]身体拘束等の適正化のための指針

事業者は、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。
やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに
緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

※下記の取り組みが適切に実施されていない場合、所定単位数から減算となる。

身体拘束適正化
検討委員会の
定期的な開催

年1回以上

身体拘束適正化のための
研修の定期的な実施

年1回以上

身体拘束等に係る記録

都度

身体拘束等の適正化
のための指針策定

①事業所に備えておくべきマニュアル等 一覧

■児童発達支援/放課後等デイサービス

[3]虐待防止措置について

事業者は、虐待の発生又は再発を防止するために必要な措置を講じなくてはならない。

下記の取り組みのいずれかが適切に実施されていない場合は、所定単位数が減算となる。

委員会の開催・結果を
従業者へ周知

年1回以上

従業者への
虐待防止研修の実施

年1回以上

この措置を適切に
実施するために責任者を
配置すること

※虐待防止のための指針の策定は推奨

①事業所に備えておくべきマニュアル等 一覧

■児童発達支援/放課後等デイサービス

[3]虐待防止措置について

事業者は、虐待の発生又は再発を防止するために必要な措置を講じなくてはならない。

下記の取り組みのいずれかが適切に実施されていない場合は、所定単位数が減算となる。

委員会の開催・結果を
従業者へ周知

年1回以上

従業者への
虐待防止研修の実施

年1回以上

この措置を適切に
実施するために責任者を
配置すること

※虐待防止のための指針の策定は推奨

②運営上必要となる届出等

障害福祉サービス等情報公表制度

指定障害福祉サービス等の事業所に関する情報を公表し、障害児者による事業者選択の利便性を向上すること等を目的として、平成30年4月から創設された制度。
事業所情報の報告・公表・検索・閲覧は、独立行政法人福祉医療機構が運営するシステム(WAM NET)にて行われる。

この届出は、事業所開設時に必ず提出が必要
新たに事業所の指定を受けた際には1か月以内に提出

※初回の提出以降も、毎年5月1日から7月31日の間に最新の情報に更新が必要

②運営上必要となる届出等

障害福祉サービス等事業者の経営情報の報告・公表

障害福祉サービス等事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、令和7(2025)年8月から運用が開始された制度

事業者は、障害福祉サービス等情報公表システムにて、以下の経営情報の報告が必要となる

■主な報告事項

- ・収益・費用の内容
- ・職員の職種別人員数
- ・職種別給与(※任意での報告事項) など

■報告期限 毎会計年度(決算)終了後**3か月以内**

②運営上必要となる届出等

■情報公表にあたっての注意事項

1	ログインID・パスワードの管理
2	公表後には内容の変更ができないため、報告にあたって内容に誤りがないように注意
3	事業所が廃止もしくは休止した場合には、廃止休止依頼書の提出が必要
4	登録申請において法人所在地には事業所の住所を記載しないように注意
5	障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業をどちらも行っている事業者は事業所番号が異なるため、それぞれのサービスごとに分けて報告が必要
6	WAM NETに登録をすると、災害時に施設等の被災状況を報告する「災害時情報共有システム」を利用し、被災状況の報告ができるようになるため必ず登録が必要

②運営上必要となる届出等

■情報公表にあたっての注意事項

1	ログインID・パスワードの管理
2	公表後には内容の変更ができないため、報告にあたって内容に誤りがないように注意
3	事業所が廃止もしくは休止した場合には、廃止休止依頼書の提出が必要
4	登録申請において法人所在地には事業所の住所を記載しないように注意
5	障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業をどちらも行っている事業者は事業所番号が異なるため、それぞれのサービスごとに分けて報告が必要
6	WAM NETに登録をすると、災害時に施設等の被災状況を報告する「災害時情報共有システム」を利用し、被災状況の報告ができるようになるため必ず登録が必要

②運営上必要となる届出等

■情報公表にあたっての注意事項

1	ログインID・パスワードの管理
2	公表後には内容の変更ができないため、報告にあたって内容に誤りがないように注意
3	事業所が廃止もしくは休止した場合には、廃止休止依頼書の提出が必要
4	登録申請において法人所在地には事業所の住所を記載しないように注意
5	障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業をどちらも行っている事業者は事業所番号が異なるため、それぞれのサービスごとに分けて報告が必要
6	WAM NETに登録をすると、災害時に施設等の被災状況を報告する「災害時情報共有システム」を利用し、被災状況の報告ができるようになるため必ず登録が必要

②運営上必要となる届出等

■情報公表にあたっての注意事項

1	ログインID・パスワードの管理
2	公表後には内容の変更ができないため、報告にあたって内容に誤りがないように注意
3	事業所が廃止もしくは休止した場合には、廃止休止依頼書の提出が必要
4	登録申請において法人所在地には事業所の住所を記載しないように注意
5	障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業をどちらも行っている事業者は事業所番号が異なるため、それぞれのサービスごとに分けて報告が必要
6	WAM NETに登録をすると、災害時に施設等の被災状況を報告する「災害時情報共有システム」を利用し、被災状況の報告ができるようになるため必ず登録が必要

②運営上必要となる届出等

■情報公表にあたっての注意事項

1	ログインID・パスワードの管理
2	公表後には内容の変更ができないため、報告にあたって内容に誤りがないように注意
3	事業所が廃止もしくは休止した場合には、廃止休止依頼書の提出が必要
4	登録申請において法人所在地には事業所の住所を記載しないように注意
5	障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業をどちらも行っている事業者は事業所番号が異なるため、それぞれのサービスごとに分けて報告が必要
6	WAM NETに登録をすると、災害時に施設等の被災状況を報告する「災害時情報共有システム」を利用し、被災状況の報告ができるようになるため必ず登録が必要

②運営上必要となる届出等

■情報公表にあたっての注意事項

1	ログインID・パスワードの管理
2	公表後には内容の変更ができないため、報告にあたって内容に誤りがないように注意
3	事業所が廃止もしくは休止した場合には、廃止休止依頼書の提出が必要
4	登録申請において法人所在地には事業所の住所を記載しないように注意
5	障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業をどちらも行っている事業者は事業所番号が異なるため、それぞれのサービスごとに分けて報告が必要
6	WAM NETに登録をすると、災害時に施設等の被災状況を報告する「災害時情報共有システム」を利用し、被災状況の報告ができるようになるため必ず登録が必要

②運営上必要となる届出等

業務管理体制報告

- 障害福祉サービス事業者は、法令遵守等の業務管理体制を整備すること、及びそれらに関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることが義務付けられている
- 届出は事業所単位ではなく法人単位で行う
- 届出先は以下の区分のとおり

区分	届出先
(1)事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省(社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室)
(2)特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村
(3)(1)および(2)以外の事業者	千葉県健康福祉部障害福祉事業課虐待防止対策・法人指導班 ただし、以下の場合を除く ●設置する事業所等が障害者総合支援法に基づくものであり、その所在地が千葉市、船橋市及び柏市のみである場合は、事業所が所在する各市 ●設置する事業所が児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所であり、その所在地が千葉市、船橋市及び柏市のみである場合は、事業所が所在する各市

②運営上必要となる届出等

業務管理体制報告

- 障害福祉サービス事業者は、法令遵守等の業務管理体制を整備すること、及びそれらに関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることが義務付けられている
- 届出は事業所単位ではなく法人単位で行う
- 届出先は以下の区分のとおり

区分	届出先
(1)事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省(社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室)
(2)特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村
(3)(1)および(2)以外の事業者	千葉県健康福祉部障害福祉事業課虐待防止対策・法人指導班 ただし、以下の場合を除く ●設置する事業所等が障害者総合支援法に基づくものであり、その所在地が千葉市、船橋市及び柏市のみである場合は、事業所が所在する各市 ●設置する事業所が児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所であり、その所在地が千葉市、船橋市及び柏市のみである場合は、事業所が所在する各市

②運営上必要となる届出等
■業務管理体制の整備に係る届出書に記載すべき事項

届出書への記載事項	対象となる事業者
事業者の名称又は氏名 事業者の主たる事務所の所在地 事業者の代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
「法令遵守責任者」(注)の氏名、生年月日	全ての事業者
上記に加え、「法令遵守規程」の概要	事業所等の数が20以上の事業者
上記に加え、「業務執行の状況の監査の方法」の概要	事業所等の数が100以上の事業者

法令遵守責任者

法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者
法令遵守についての方針を定め職員に周知する必要がある

②運営上必要となる届出等

■業務管理体制報告にあたっての注意事項

1

指定事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに1事業所等と数え、事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は異なる事業所として数える。例えば、同一の事業所が、居宅介護事業所と重度訪問介護事業所としての指定を受けている場合、指定を受けている事業所は「2つ」と計上となる。

2

届出先区分や届出事項に変更があった場合は、変更事由が生じた後10日以内に所定様式の提出が必要。

②運営上必要となる届出等

■業務管理体制報告にあたっての注意事項

1

指定事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに1事業所等と数え、事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は異なる事業所として数える。例えば、同一の事業所が、居宅介護事業所と重度訪問介護事業所としての指定を受けている場合、指定を受けている事業所は「2つ」と計上となる。

2

届出先区分や届出事項に変更があった場合は、変更事由が生じた後10日以内に所定様式の提出が必要。

②運営上必要となる届出等

■業務管理体制報告にあたっての注意事項

1

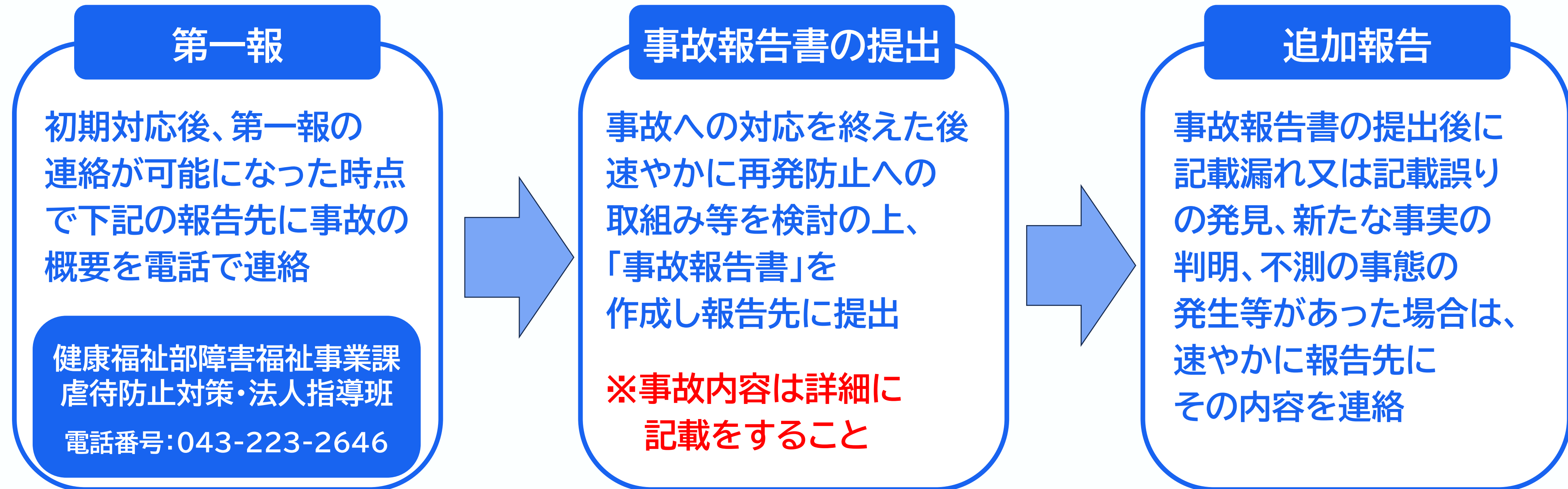
指定事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに1事業所等と数え、事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は異なる事業所として数える。例えば、同一の事業所が、居宅介護事業所と重度訪問介護事業所としての指定を受けている場合、指定を受けている事業所は「2つ」と計上となる。

2

届出先区分や届出事項に変更があった場合は、変更事由が生じた後10日以内に所定様式の提出が必要。

②運営上必要となる届出等 ■事故の連絡について

利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供により事故が発生した場合、以下の流れに則って速やかに県への連絡が必要。



②運営上必要となる届出等

■参考事例

無断外出が発生した場合

無断外出により警察に行方不明者届をしたものに限らず、無断外出が発生した時点で第一報を行うこと。

また、行方不明届を提出しない場合であっても事故報告書の提出を求める場合もある。

感染症等が発生した場合

感染症の流行により、施設内人数の半数または10名以上が感染した場合は事故報告書の提出時、「健康危機(感染症、疑いを含む)発生速報」を添付して作成が必要。

作成の際は、指定様式の別紙に利用者様と職員の氏名と状況を記載すること。

また、感染症の状況は変化していくため、定期的に報告書の提出が必要。

②運営上必要となる届出等

■参考事例

無断外出が発生した場合

無断外出により警察に行方不明者届をしたものに限らず、無断外出が発生した時点で第一報を行うこと。

また、行方不明届を提出しない場合であっても事故報告書の提出を求める場合もある。

感染症等が発生した場合

感染症の流行により、施設内人数の半数または10名以上が感染した場合は事故報告書の提出時、「健康危機(感染症、疑いを含む)発生速報」を添付して作成が必要。

作成の際は、指定様式の別紙に利用者様と職員の氏名と状況を記載すること。

また、感染症の状況は変化していくため、定期的に報告書の提出が必要。

②運営上必要となる届出等

■自己評価結果等の公表

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所においては、概ね1年に1回以上、ガイドラインを踏まえて、提供する支援の質の評価及び改善を行い、その内容をインターネットの利用等により公表するものとされている

「自己評価結果等の公表に係る届出書」に記入し、公表した集計表等を添付の上、障害児支援事業指定班宛てに送付。複数のサービスを行っている事業所は、サービス毎に自己評価結果及び保護者評価結果を添付

毎年度5月31日まで(必着)

②運営上必要となる届出等

■支援プログラムの公表

総合的な支援の推進と、事業所が提供する支援の見える化を図るため、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした、事業所における支援の実施に関する計画（支援プログラム）を作成し、公表することが義務付けられている

支援プログラムの公表及び千葉県への届出がされていない場合には、支援プログラム未公表減算が適用されるため注意

※令和7年4月1日以降に指定を受ける事業所は、原則新規指定時に指定申請書類と併せて提出



お問い合わせ先

健康福祉部障害福祉事業課障害児支援事業指定班

電話番号：043-223-2336